

住宅取得補助金

市外在住の子育て世帯が、市内に住む親世帯と同居・近居するための住宅の取得費用の一部を補助します。

(本事業において近居とは、豊中市内に親世帯・子世帯とも居住することをいいます。)



申請受付

令和2年(2020年)

7月1日～

補助金額

1戸あたり

25万円(上限)

* 補助対象の住宅に居住した日(転入日)から1年以内に申請してください。

* 先着順で受け付けます。予算額に達した場合、早期に受付を終了することがあります。

【対象者要件】

- ① 子世帯のうち、住宅の取得に係る契約者
- ② 子世帯が中学生以下の子(妊娠中を含む)と同居している親子世帯であること
- ③ 同居・近居する親(祖父母も可)が1年以上継続して市内に居住していること
- ④ 子世帯が転入する前に1年以上継続して市外に居住していること
- ⑤ 子世帯が転入後3年以上継続して補助対象の住宅に居住する見込みであること
- ⑥ 子世帯の全員が補助対象の住宅に居住していること
- ⑦ 子世帯・親世帯の全員が豊中市税を滞納していないこと

【住宅要件】

- ① 令和2年(2020年)4月1日以降に契約を締結した住宅であること
- ② 子世帯が居住するために子が市内に所有する住宅であること
- ③ 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること
- ④ 地震に対する安全性に係る現行の建築基準法の規定に適合している住宅であること



住宅ローンの金利優遇を受けられる場合があります。

- ・ 住宅金融支援機構 「フラット35 子育て支援型」
- ・ 池田泉州銀行 「親元近居住宅ローン・リフォームローン」
- ・ 北おおさか信用金庫 「北おおさかしんきん住宅ローン」

詳細は、それぞれの金融機関にお問い合わせください。

【申請方法】※郵送も可

①受付場所・時間

豊中市役所第二庁舎5階 住宅課

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

開庁日の午前9時から午後5時15分

- ②交付申請書は、住宅課、庄内出張所、新千里出張所で配布するほか、市のホームページにも掲載(ダウンロード可)しています。
- ③同一の住宅について複数申請された場合は、全ての申請を無効とします。
- ④申請日時点で、全ての要件を満たしている必要があります。
- ⑤提出書類が全て揃っていない場合、受け付けできません。

【提出書類】

①交付申請書

- ②添付書類一式(交付申請書と一緒に配布している添付書類一覧をご確認ください)

【手続きの流れ】

①申請

- ・交付申請書と必要な添付書類を住宅課に提出してください。※郵送も可
- ・補助対象の住宅に居住した日(転入日)から1年以内に申請してください。

②審査

- ・必要に応じて現地調査をする場合があります。
- ・状況により、追加資料の提出をお願いする場合があります。

③交付決定

- ・審査完了後、交付決定の通知を送付します。

④請求

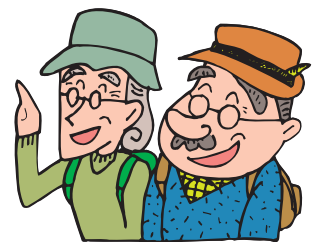
- ・③交付決定通知書送付時に請求書を同封します。
記入・押印し、住宅課に提出してください。

⑤振込

- ・請求書を受領後、口座振込みにより補助金を交付します。

⑥アンケート調査(3年後)

- ・補助金の交付から3年後に、引き続き補助対象の住宅にお住まいであることを確認するため、簡単なアンケートを実施します。必ずご協力ください。
※補助金の交付決定から3年以内に補助対象の住宅から転居された場合、補助金を返還していただくことがあります。



お問い合わせ：豊中市 都市計画推進部 住宅課 (豊中市役所第二庁舎5階)

電話：06-6858-2741 FAX：06-6854-9534

Mail：machisoumu@city.toyonaka.osaka.jp